

# 市川三郷町地域公共交通計画等策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、市川三郷町地域公共交通計画等策定支援業務委託に係る契約候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式を実施し、人口減少や高齢化、公共施設統廃合を見据えた持続可能な地域公共交通網を形成するための「マスタープラン」を作成し、住民の生活交通を充実させるための公共交通再編業務に、最も適した業者を選定するため、提案の応募等について必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

市川三郷町地域公共交通計画等策定支援業務委託

### (2) 業務内容

「市川三郷町地域公共交通計画等策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 履行期間

本業務は、令和6年度から令和7年度にかけて実施し、令和6年度業務と令和7年度業務に分け、年度単位で契約を締結する。

#### ①令和6年度「市川三郷町地域公共交通計画策定調査業務」

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

#### ②令和7年度「(仮称)市川三郷町地域公共交通計画及び再編計画策定業務」

契約日の翌日から令和8年3月31日まで（予定）

ただし、履行期間内に提出を求める成果物等の納入期限は協議により定める。

### (4) 委託料上限額

令和6年度業務 6,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (5) 成果品

仕様書に記載のとおり。

## 3 参加資格

本プロポーザルへの参加にあたっては、次に掲げる要件を全て満たしている必要がある。

- ① 直近5カ年に「地域公共交通計画または地域公共交通網形成計画」及び「地域公共交通利便増進実施計画または地域公共交通再編実施計画」の策定に関する業務実績を有すること
- ② 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないもの
- ④ 令和6年度市川三郷町競争入札参加資格者名簿に登録のあるもの
- ⑤ 公告の日以降において、市川三郷町から指名停止処分を受けていないもの

- ⑥ 手形交換所から取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全でない者
- ⑦ 公告の日以降において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号及び第 6 号に該当しないこと。
- ⑨ 国税及び地方税を滞納していない者。

#### 4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項目	期間等
募集開始・公表	令和 6 年 5 月 10 日(金)
質問書の受付	令和 6 年 5 月 16 日(木)17 時まで
質問回答	令和 6 年 5 月 17 日(金)
参加表明書受付	令和 6 年 5 月 20 日(月)17 時まで
参加資格確認通知	令和 6 年 5 月 22 日(水)
企画提案書等提出	令和 6 年 5 月 31 日(金)17 時まで
事前審査結果通知	令和 6 年 6 月 6 日(木)
プレゼンテーション審査	令和 6 年 6 月 18 日(火)
審査結果通知	令和 6 年 6 月 21 日(金)

#### 5 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、提出書類その他の関係資料は、本町ホームページからダウンロードすること。

##### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式 1 号）
- ② 会社概要書（様式 3 号）
- ③ 同種業務実績書（様式 4 号）
  - ※直近 5 ヶ年における「地域公共交通計画または地域公共交通網形成計画」及び「地域公共交通利便増進実施計画または地域公共交通再編実施計画」の業務実績を記載すること。
  - ※また、業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。
- ④ 業務実施体制（様式 8 号）
- ⑤ 配置予定技術者調書（様式 9 号）
- ⑥ 納税証明書（写し）
  - ※提出の前 3 か月以内に発行された証明書で国税及び地方税（都道府県税）に未納がないことを示すもの。
- ⑦ 登記事項証明書（法務局発行）

- (2) 提出期日  
令和6年5月20日(月)17時まで  
※郵送の場合は提出期日までに必着
- (3) 提出方法  
持参または郵送
- (4) 提出先  
市川三郷町地域公共交通会議事務局 担当：渡辺、仲亀  
(市川三郷町役場政策推進課政策推進係)  
〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3

## 6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類  
質問書(様式5号)
- (2) 提出期日  
令和6年5月16日(木)17時まで
- (3) 提出方法  
質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、他の方法による質問は受け付けない。
- (4) 提出先  
市川三郷町地域公共交通会議事務局 担当：渡辺、仲亀  
(市川三郷町役場政策推進課政策推進係)  
Email: seisaku@town.ichikawamisato.lg.jp
- (5) 質問書の回答  
質問に対する回答は、令和6年5月17日(金)に本町ホームページへの公開または電子メールの送付により行う。

## 7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類
  - ① 企画提案書表紙(様式6号)  
企画提案書の鑑として提出すること。正本のみ代表者印の押印を行う。
  - ② 会社概要書(様式3号)  
提案者の事業内容について記載すること。なお、認証取得については、証明できる書面の写しを添付すること。
  - ③ 同種業務実績書(様式4号)  
参加表明書提出時と同じ書類を添付する。
  - ④ 配置予定技術者調書(様式9号)  
業務責任者について氏名、経歴、実績等について記入すること。なお、保有資格については証明できる書面の写しを添付すること。

⑤ 業務実施体制（様式 8 号）

業務主任担当者及び業務担当者の氏名、保有資格、実績、担当業務等について記入すること。なお、保有資格については証明できる書面の写しを添付すること。

⑥ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、仕様書の目的・業務内容を踏まえ作成すること。なお、本プロポーザルにおいて最適な委託業者を選定するために必要な提案を求めるものであり、具体的な数値や根拠等を求めるものではない。

企画提案書の作成は、A4 縦版(カラー、ページ制限なし)、横書き、両面とすること。なお、A4 サイズに収まらない場合は、A3 サイズの仕様を可能とし、横折込とすること。

⑦ 工程計画（任意様式）

企画提案の業務内容についてスケジュール表を作成する。

⑧ 見積書（様式 7 号）

令和 6 年度業務に関する見積額を記入し、数量、単価等積算根拠を明らかにすること（任意様式）。消費税を含む額とし、業務想定規模を超える提案は失格とする。また、令和 7 年度業務については参考価格として見積資料を用意すること（任意様式）。

(2) 提出期日

令和 6 年 5 月 31 日(金)17 時まで

※郵送の場合は提出期日までに必着

(3) 提出方法

持参または郵送

(4) 提出先

市川三郷町地域公共交通会議事務局 担当：渡辺、仲亀

（市川三郷町役場政策推進課政策推進係）

〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3

(5) 提出部数

提出書類①～⑧を平綴じ（ホチキス留め）したものを必要部数提出すること

- ・ 正本 1 部（①への代表者印を押印したもの）
- ・ 副本 8 部（①への代表印は不要）

## 8 事前審査（書類選考）

(1) 選定方法

プロポーザル参加者が 4 者以上の場合は、事務局の政策推進課にて、市川三郷町地域公共交通計画等策定支援業務委託プロポーザル提案書評価基準（以下「評価基準」という。）「3. 評価基準及び配点・評価項目 1・2」に基づき審査を行い、上位 3 者を事前審査合格者とする。

プロポーザル参加者が 3 者以下の場合は、事前審査を省略し、プレゼンテーション審査において事前審査をあわせて審査する。

(2) 事前審査結果通知日

令和6年6月6日(木)

※選定の評価内容は公開しないものとし、審査内容や結果に対する異議は受け付けない。

**9 プレゼンテーション審査**

(1) 実施日時

令和6年6月18日(火)

実施時間については、後日メールにて通知する。

(2) 場所

市川三郷町役場本庁舎 2階会議室1

(3) 方法

- ・1提案者あたり40分以内(プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分)とする。
- ・出席者は最大3名とする。(業務責任者と主担当者は必ず出席すること。)
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・スクリーン及びプロジェクターは事務局が用意し、PC等のその他の機器は提案者が持参する。

(4) 審査

評価基準に基づき、市川三郷町地域公共交通計画等策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が審査を行う。

(5) 提案者が1者の場合について

提案者が1者のみの場合、各審査委員の評価合計点の平均が60点以上であれば、実施要領、仕様書を満たすものと判断し、その提案者を委託候補者として決定する。

(6) 審査結果

結果通知日:令和6年6月21日(金)

審査を受けた各事業者にもって審査結果を通知する。なお、審査経緯の公表は行わない。また審査内容や結果に対する異議は受け付けない。

**10 辞退届の提出**

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退届(様式10)を市川三郷町政策推進課へメールまたは郵送で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

**11 失格となる提案者**

提案者が、次に該当する場合は失格とすることがある。

- ① 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- ② 企画提案書等が提出期日までに提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積額が委託料上限額を超えている場合
- ⑤ 選考の公平性を害する行為があった場合

- ⑥ その他、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審議委員会が失格であると認めた場合

## 12 その他

- ① 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- ② 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本町は、本業務に係る範囲において公表する場合その他必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。
- ③ 提出された書類は、返却しないものとする。
- ④ 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- ⑤ 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- ⑥ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開することがある。

## 13 所管

- ・業務委託発注者

市川三郷町地域公共交通会議 会長 武藤慎一

- ・事務局

市川三郷町地域公共交通会議事務局 担当：渡辺、仲亀  
(市川三郷町政策推進課政策推進係)

〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3

Tel:055-272-1103 / Fax:055-272-2525

Email: seisaku@town.ichikawamisato.lg.jp